

祝島～柳井航路改善計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答（令和8年6月3日）

No.	ページ	質問	回答
1	実施要領P5 7 (1) ⑤その他	「プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書を使用して行うこととし、モニターを利用して説明することも認める。パソコン等、その他必要なものは参加者において用意すること。」と記載がありますが、モニターの準備は提案者で行う、ということでしょうか？……	モニター及びHDMI ケーブルはこちらで準備いたします。
2	仕様書P2 7 (3) 及び(4) について	「説明会の開催回数については、蒲井1回、四代1回、祝島2回を想定している。」とありますが、ここでいう説明会とは、(3) の令和8年11月頃に開催予定の住民説明会を指すもののでしょうか。 その場合、事前協議会についても、住民説明会と同様に、蒲井1回、四代1回、祝島2回の開催が必要でしょうか。	各地区で事前協議会を開催する回数を蒲井 1 回、四代 1 回、祝島 2 回を想定しています。 最終的な住民説明会は各地区 1 回を想定しています。
3	仕様書P2 7 (3)	「令和 8 年 6 月 第 1 回 祝島～柳井航路改善協議会」について、日程が決まっていればご教示ください。	第 1 回目を 6 月としておりましたが、スケジュール調整が難しいので 7 月を予定しております。 7 月の日程は今のところ未定です。